財務省告示第号

条第七項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、 預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号。) 第六十八条の二第二項 (同法第六十九条第四項及び第百一 預金保険機構が資金援助等に係る株式交換等の

承認を行うための基準を次のように定め、平成十六年八月一日から適用する。

平成十六年 月 日

金融庁長官 高木 祥吉

財務大臣 谷垣 禎一

に規定する株式交換等をいう。 株式交換等 ( 預金保険法 ( 昭和四十六年法律第三十四号。以下「法」という。 ) 第六十八条の二第一項 以下同じ。)により発行救済金融機関等(同項において規定する発行救済

金融機関等をいう。)の完全親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百五十二条第一項に規定

立されるものを含む。) 又は銀行持株会社等 (法第二条第五項に規定する銀行持株会社等のうち同項第一 する完全親会社をいう。) となる会社が金融機関 (法第二条第一項に規定する金融機関をい ίį 新たに設

- 1 -

号又は第三号に掲げるものをいい、新たに設立されるものを含む。) であること。

二 株式交換等により預金保険機構 (以下「機構」という。) が割当てを受ける取得優先株式等 (法第六十

四条の二第五項 (法第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。) に規定する取

得優先株式等をいう。以下同じ。)となる株式の種類が当該株式交換等の前において機構が保有する取得

優先株式等である株式の種類と同一のものと認められること。

 $\equiv$ 株式交換等により機構が保有する取得優先株式等である株式の処分をすることが困難になると認められ

る場合でないこと。